

「学術論文等の即時オープンアクセスの 実現に向けた基本方針」の実施にあたっ ての具体的方策について



2024年8月27日,28日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

<背景>

- 公的資金によって生み出された論文や研究データ等の研究成果は国民に広く還元されるべきものである。一方で、その流通はグローバルな学術出版社等(学術プラットフォーマー)の市場支配の下に置かれ、購読料や論文のオープンアクセス掲載公開料(APC)の高騰が進んでいる。また、研究評価における定量的指標への過度な依存が懸念されている。
- これらの高騰は、著名な学術誌の影響力等も背景に、学術雑誌の購読や論文の出版という学術研究の根幹に係る大学、研究者等の費用負担を増大させ、研究競争力を低下させる恐れがある。

注) オープンアクセス：学術論文、研究データ等の研究成果に誰もが自由にアクセス出来る環境。

なお、公的資金による研究成果の公開・共有にあたっては、国の安全、個人情報等を考慮し、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき行うこととされている。（「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定））

学術出版社による市場支配の構造

上位3社で海外ジャーナル購読支出の50%を占める

大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）会員館の出版社別支出額（2021年）



出典：内閣府 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会
（2022/11/24）資料1-2「電子ジャーナル問題」対応のための「転換契約」と「若手APC支援」講演スライド p.11 より
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusukisha/20221124.html>

購読料の高騰

電子ジャーナル購読料*
5年間で1.1倍
9年間で1.3倍



文部科学省「学術情報基盤実態調査」を元に内閣府作成
*転換契約含む

掲載公開料等の高騰

掲載公開料(APC)が
5年間で2.4倍
11年間で8.3倍



出所：大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）「論文公表実態調査報告2023年度」（2023年12月）を元に内閣府作成

基本方針の主な内容

理念

公的資金により生み出された研究成果の国民への還元と地球規模課題の解決に貢献

国全体の購読料及びオープンアクセス掲載公開料の総額の経済的負担の適正化

我が国の研究成果の発信力の向上

2025年度新規公募分*から、学術論文等の即時オープンアクセスの実現

*学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度を対象

1. 学術出版社に対する**交渉力の強化**
2. 研究成果を管理・利活用するための**情報基盤の充実**
3. **研究成果発信力の強化**
4. **国際連携等**

(1) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

- 公的資金¹のうち 2025 年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける²。
- 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、学術論文を主たる成果とするものとし、関係府省が定める。
- 即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。

(3) 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載³を通じて、誰もが自由に利活用可能となることを目指す。
- 機関リポジトリ等の情報基盤とは、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。

¹ 「公的資金」とは、国又は資金配分機関から大学、研究開発法人等に対して交付、補助又は委託する全ての経費を対象とする。公的資金は、公募型の研究資金とその他の経費（機関に対する基盤的な経費である運営費交付金等）からなる。（「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定））

² 当該義務づけに係る措置が実施困難な場合も含め具体的方策については、関係府省間で検討する。

³ 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載は、学術論文及び根拠データの識別子も可とする。

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策（令和6年2月21日 関係府省申合せ） 概要

1. 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度

	府省名	資金配分機関	制度名
1	文部科学省	日本学術振興会	科学研究費助成事業
2	文部科学省	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 ¹
3	文部科学省	日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業
4	文部科学省	科学技術振興機構	創発的研究支援事業

¹ 先端のカーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く。

2. 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- 機関リポジトリを整備・充実させるとともに、研究者が円滑に機関リポジトリ等の情報基盤に掲載できるように、業務フローの策定等必要な措置をとる。

3. その他即時オープンアクセスの実施のための具体的方策

- 内閣府は関係府省の協力を得て、即時オープンアクセスの進展を確認するための調査を行い、オープンアクセスの達成状況の把握を行う。
- G7科技大臣会合及び多国間、2国間の枠組みの会議の場等も活用し、G7等の価値観を共有する国・地域・国際機関等とオープンアクセスに係る連携を図る。研究成果の公開・共有を図るための国際的なプラットフォーム間の連携を進める。
- 国内外のオープンアクセスに関する政策動向等を踏まえ、必要に応じて本具体的方策の見直しを行う。

4. 今後の検討課題

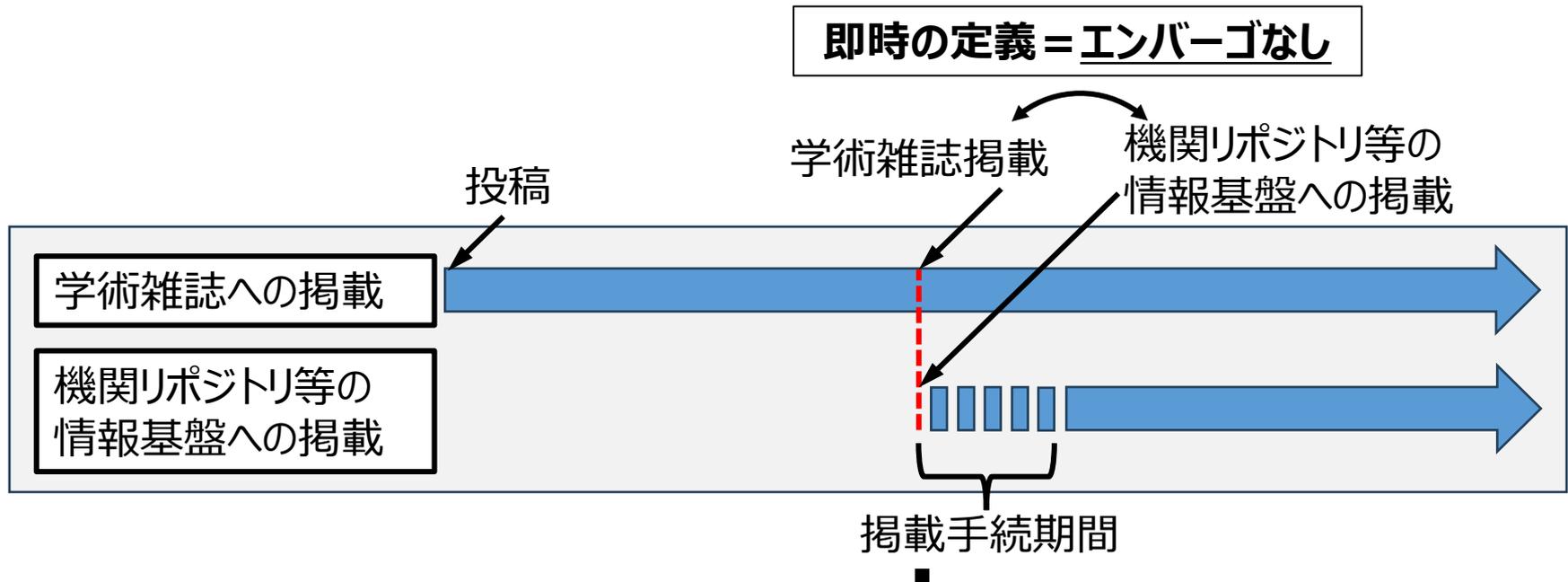
- 実務上、即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの対応。
- 根拠データについての実務上適切な対応。
- 機関リポジトリ等の情報基盤が整備されていない場合等、学術論文及び根拠データの掲載が困難な場合の措置。
- 即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携について、研究者の負担及び資金配分機関が既に使用しているシステムとの整合性を加味しつつ、実現可能な範囲及び必要な場合のシステム改修を含めた制度構築。

具体的方策改正（案）概要

※オープンサイエンス関係府省連絡・連携会議（第2回）資料2「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策_改正（案）」（https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0730/siryo2.pdf）

A. 即時オープンアクセスの「即時」とは・・・。

「即時」とは、「学术论文及び根拠データの学术雑誌への掲載（電子版としての掲載）後、公開禁止期間（エンバゴ）がないこと」を言う。



B. 機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載するための手続きに要する期間

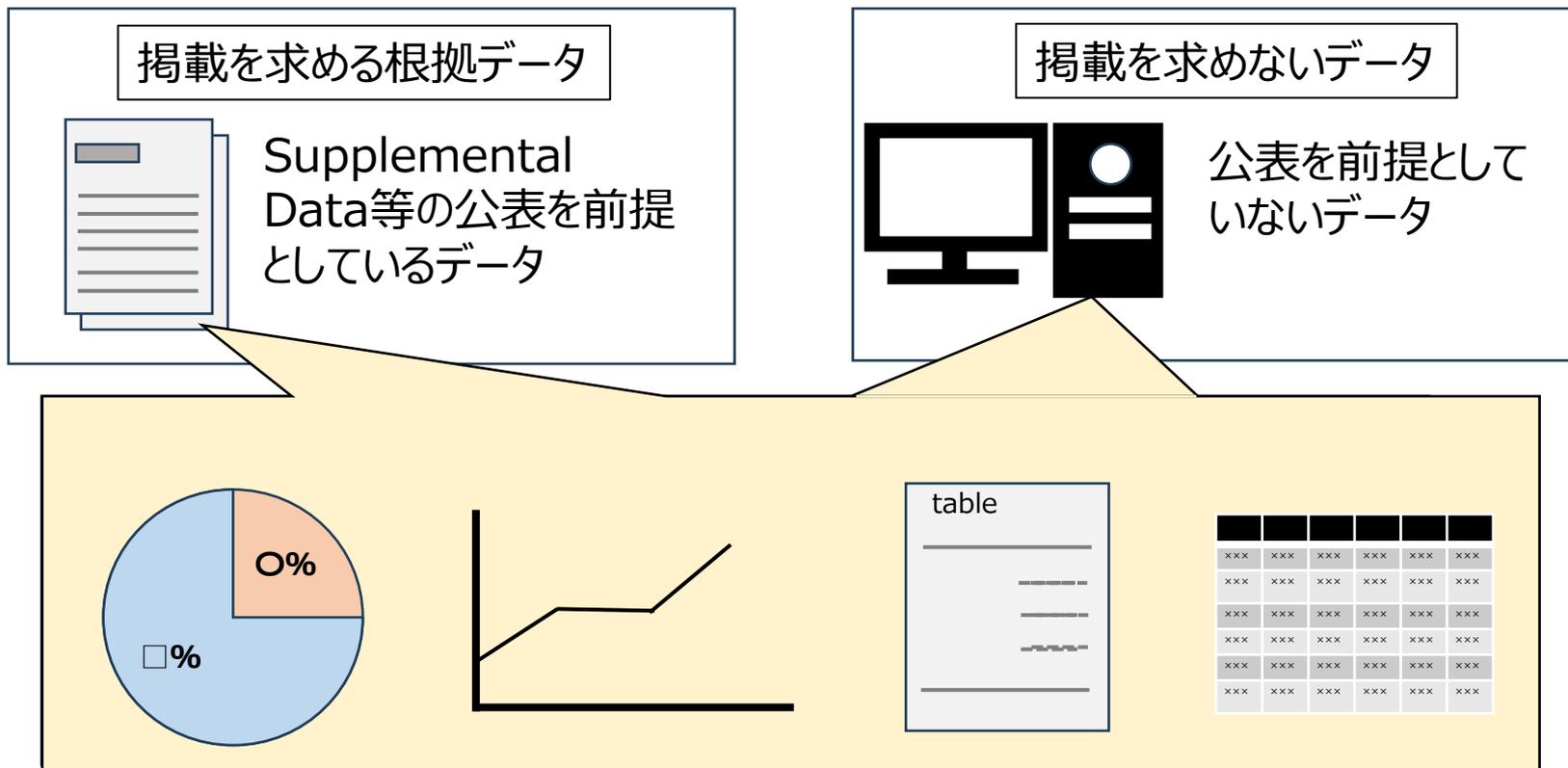
所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学术雑誌への掲載後3か月程度で機関リポジトリ等の情報基盤において公開されることが望ましい。

C. 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を求める根拠データの範囲

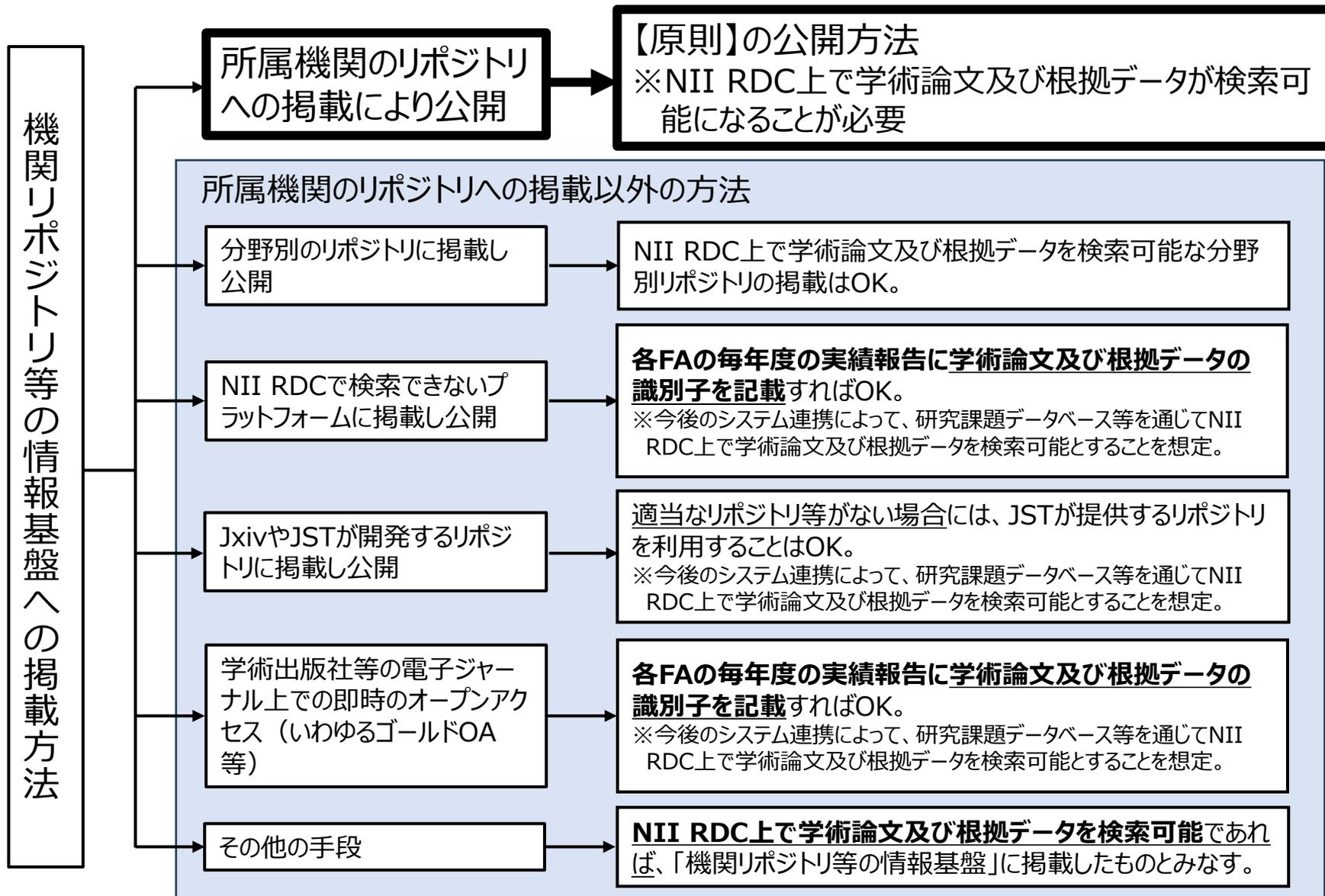
基本方針に示している「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる」掲載学術論文の根拠データをいう。

Supplemental Data等の公表を前提としているデータであり、査読の過程等で求められるデータ等公表を前提としていないデータは含まない。

※根拠データを含む研究データの管理・利活用は「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて実施していただくものであり、今回の具体的方策により、従来公開していなかった研究データを根拠データとして公開を新たに求めるものではない。



D. 「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載



E. 即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの取り扱い

研究成果の発表にあたっては**即時オープンアクセスの実施に最大限努めることとする**。その上で、**受給者が即時オープンアクセスの実施が困難な場合には**、関係府省及び資金配分機関が整備するシステムを通じて、**各年度の実績報告の際に、当該学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの実施が困難な理由を報告**する。

以下の選択肢を設けて困難な理由を選択・記載することとする。

即時オープンアクセスが困難な理由（複数選択可）



- a. 出版社や雑誌のポリシーでエンバーゴ期間の規定が存在
- b. 出版社や雑誌のポリシーが存在しない又は不明瞭
- c. 既存の研究費を圧迫しない範囲での転換契約やAPC支払いの活用が困難
- d. その他（自由記述）



F. 即時オープンアクセスの実施が困難な理由が解消された場合

受給者は、即時オープンアクセスの実施が困難な理由が解消された場合は、速やかに機関リポジトリ等の情報基盤への掲載登録・公開を行うものとする。

G. オープンアクセスの実施状況の把握

即時オープンアクセスの実施状況については、各資金配分機関への毎年度の実績報告に記載された情報を基に、「即時オープンアクセス論文数／学術雑誌への掲載論文数」により把握するため、各資金配分機関に対する毎年度の実績報告時に個々の学術論文及び根拠データごとに以下の情報を記載する。

i. 一般的な書誌情報 <既存>

ii. 査読の有無 <既存>

iii. 即時オープンアクセスの実施有無 ※ <新規>

iv. (即時オープンアクセスの実施無の場合) 即時オープンアクセスが困難な理由 <新規>

v. 学術論文へのリンク

- ・ 出版社版のDOI <既存>

- ・ 「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページのURL等の識別子 <新規>

vi. 根拠データへのリンク（機関リポジトリ等の情報基盤のランディングページのURL等の識別子。根拠データの公表が求められていない場合はその旨） <新規>

※ 転換契約やオープンアクセス掲載公開料（APC）の活用によりエンバーゴなしでオープンアクセスとした場合等について機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が、掲載に係る手続きに時間を要することにより実績報告時に未実施の場合においても「即時オープンアクセスの実施有り」を選択。

H. 今後の検討課題

関係府省及び資金配分機関は、**当該競争的研究費の最初の実績報告が行われる時期までに、**資金配分機関が実績報告に使用するシステムやe-Rad（府省共通研究開発管理システム）間の連携を行う等により、効率的にオープンアクセスの実施状況を把握できるように、**必要な改修を含めたシステム間の体制構築を図る**べく、引き続き内閣府を中心に必要な調整・連携を進める。

- 資金配分機関、大学等及びその他受給研究者の所属する機関と連携し、**NII RDC上において学術論文及び根拠データが検索可能となるようシステム間の連携の在り方の検討**を進める
- 2027年末前後が即時オープンアクセスの実施状況の把握に係る初回調査になると見込まれるため、**2027年末を目途に国、資金配分機関及び大学等の機関が即時オープンアクセスの対象となる採択課題の成果情報をe-Rad等で効率的に確認できる機能を実装**することとする。

具体的方策に関するFAQ

具体的方策に関するFAQ（案）

※具体的方策に関するFAQ（令和6年7月9日公表）（内閣府研究DXサイトhttps://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq240709.pdf）より質問項目を抜粋。一部、今回の改正案等を踏まえて反映・修正。

質問番号	質問内容	回答
1	「2025年度から新たに公募を行う研究費」とは、 (1)2025年度に交付される研究費（2024年度以前に公募→決定）、 (2)2025年度内に公募が行われる（交付は採択後）研究費のどちらか。	具体的方策では、学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度（科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業及び創発的研究支援事業）であって、 <u>2025年度から新たに公募が行われるものを対象</u> とすることとしています。 <u>2024年度以前に公募された競争的研究費制度は対象に含みません。</u>
2	即時オープンアクセスの対象には、プレプリントサーバー投稿論文、紀要、単独出版の研究報告、書籍は含まないという認識でよいか。 研究者が編集事務を担当する中小規模の紀要の場合、査読を行っていれば対象に含まれるか。	今般の即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（ <u>電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文</u> （著者最終稿を含む））及び根拠データであり、プレプリントは対象とはなりません。また、紀要であるか否かではなく、 <u>査読付きの学術論文であれば対象</u> となります。

具体的方策に関するFAQ（案）

※具体的方策に関するFAQ（令和6年7月9日公表）（内閣府研究DXサイトhttps://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq240709.pdf）より質問項目を抜粋。一部、今回の改正案等を踏まえて反映・修正。

質問番号	質問内容	回答
4	根拠データは「公表が求められる研究データ」とのことだが、これは「論文を出版するジャーナルが公表を求める研究データ」と考えてよいか。	<p>基本方針において根拠データについては、「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ」としています。査読の過程等で求められるデータ等公表を前提としていないデータは含みません。</p> <p>なお、根拠データを含む研究データの管理・利活用は「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づきオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて実施していただくものであり、今回の基本方針によって、従来公開していなかった研究データを根拠データとして公開を新たに求めるものではありません。</p>
6	2025年度に即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は一部であると理解したが、その後、いつから他の制度が対象となるか見通しはあるか。	今後の他の制度への適用については、今般対象とした競争的研究費における実施状況を踏まえ、関係府省と検討していく予定です。

具体的方策に関するFAQ（案）

※具体的方策に関するFAQ（令和6年7月9日公表）（内閣府研究DXサイトhttps://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq240709.pdf）より質問項目を抜粋。一部、今回の改正案等を踏まえて反映・修正。

質問番号	質問内容	回答
10	研究室のホームページ等に論文を公開した場合、「オープンアクセス」になっているとはみなせないか。NII RDCで検索可能になる必要があるのか。	基本方針では、「研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする」としております。所属機関のリポジトリへの掲載により公開をすることを原則としつつ、 <u>資金配分機関への実績報告に識別子を記載</u> するなど、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能になれば、他のプラットフォームで公開することも可能です。
11	電子ジャーナルでオープンアクセスとした場合でも機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載する必要があるのか。	学術出版社等の電子ジャーナル上で即時にオープンアクセスとした場合は、 <u>資金配分機関への実績報告※に学術論文及び根拠データの識別子を記載</u> することで対応することが可能です。 ※今後のシステム連携によって、研究課題データベース等を通じてNII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能とすることを想定。
12	査読付き学術論文及び根拠データを掲載する学術雑誌の規程等で、学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が認められていない場合、どのように対応すればよいか。	研究成果の発表にあたっては即時オープンアクセスの実施に最大限努めることとしています。その上で、受給者が即時オープンアクセスの実施が困難な場合には、関係府省及び資金配分機関が整備するシステムを通じて、各年度の実績報告の際に、当該学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの実施が困難な理由を報告いただくこととしています。なお、困難な理由が解消された場合は、速やかに機関リポジトリ等の情報基盤への掲載登録・公開を行うものとしています。

具体的方策に関するFAQ（案）

※具体的方策に関するFAQ（令和6年7月9日公表）（内閣府研究DXサイトhttps://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq240709.pdf）より質問項目を抜粋。一部、今回の改正案等を踏まえて反映・修正。

質問番号	質問内容	回答
13	所属機関に機関リポジトリが整備されていない場合、どこに掲載すればよいのか。	<p>所属機関に機関リポジトリが整備されていない場合は、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能な分野別リポジトリやJxiv等のJSTが開発するリポジトリ※への掲載が可能です。また、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索できないプラットフォームに掲載したい場合は、<u>資金配分機関への実績報告※に学術論文及び根拠データの識別子を記載することで対応することも可能です。</u></p> <p>なお、NII Research Data Cloudの検索基盤であるCiNii Researchが連携しているデータベースは以下で公開されています。</p> <p>https://support.nii.ac.jp/ja/cir/cir_db</p> <p>※今後のシステム連携によって、研究課題データベース等を通じてNII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能とすることを想定。</p>
16	オープンアクセスに関わるシステムを見直すことが必要ではないか。	<p>当該競争的研究費の最初の実績報告が行われる時期までに、必要な改修を含めたシステム間の体制構築を図るべく、引き続き内閣府を中心に必要な調整・連携を進めます。</p> <p>なお、システム改修等の都合により作業フローに影響があり得る場合は改めて対応を検討します。</p>